



報道機関 各位

記者発表資料  
 平成31年3月7日（木）  
 問い合わせ先：保育課  
 課長：星野  
 担当：新井・仲  
 電話：829—1866  
 （内：2973、74）

保育料の還付漏れ及び徴収漏れの発生について

この度、平成27年度から現在までの期間における保育施設利用者負担額（保育料）の一部について、過誤納分の還付漏れ及び未納分の徴収漏れの発生が判明しました。

対象となる皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう、適切な事務処理を徹底して参ります。

1 事案概要

平成31年2月13日（水）、保育課にて別案件でシステム業者から受領したリストを確認したところ、一部対象者の保育料について、「過誤納分の還付処理を行っていない」及び「未納分の請求を行っていない」ものが存在することが判明しました。

その後、各区支援課において確認を行った結果、2月25日（月）に下記2のとおり対象世帯数及び金額が判明しました。

2 対象世帯数・金額

	【還付漏れ】		【徴収漏れ】	
西区	7世帯	110,540円	(対象事案なし)	
北区	14世帯	194,910円	2世帯	27,560円
大宮区	10世帯	87,650円	1世帯	5,300円
見沼区	13世帯	176,910円	1世帯	6,000円
中央区	3世帯	31,800円	(対象事案なし)	
桜区	6世帯	152,925円	1世帯	13,950円
浦和区	21世帯	459,730円	19世帯	186,840円
南区	2世帯	14,000円	1世帯	3,000円
緑区	6世帯	34,500円	(対象事案なし)	
岩槻区	(対象事案なし)		(対象事案なし)	
合計	82世帯	1,262,965円	25世帯	242,650円

### 3 原因

保育施設の利用申込管理、入所管理等を行う保育料システムについては、平成27年度の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、平成26年10月に新規システムを導入いたしました。その際、移行するデータ量やスケジュール上の都合から、保育料の収納・滞納管理に係る事務のみ、従前のシステム（以下、旧システムとする）により管理することといたしました。

新規システムでは各児童の保育料の決定までを行います。新規システムで更新された情報は、その日の夜間に自動処理により旧システムに情報連携を行っております。翌日以降に、旧システムを1件ごとに手動更新することにより、新旧システムの情報を一致させるまでが区役所支援課における事務の流れとなっております。

本件は、旧システムの手動更新処理を失念したことにより、システム上に過誤納（または未納）が表出せず、還付（または追加徴収）の手続きが漏れてしまったものです。

### 4 対応

還付漏れ及び徴収漏れのいずれの案件についても、現在、各区役所支援課から対象世帯へ説明及び謝罪の連絡を進めております。

還付漏れ案件については、3月下旬から4月中旬の期間に対象世帯へ還付を行います。

徴収漏れ案件については、対象世帯へ随時納付書を送付します。

### 5 再発防止策

現在、新規システムに収納・滞納管理機能の構築を行っており、平成31年4月からの本稼働を予定していることから、平成31年度以降は同様の事務処理ミスは防止できる見込みですが、今後各区支援課においては日常的な保育料の変更処理等に係る確認体制の強化を図るとともに、システム上で簡易にエラーチェックを行う機能を設けることなど、適正な事務執行に取り組んでまいります。

### 6 幼児未来部長コメント

保育料は施設運営のための費用を各世帯の所得状況に応じて負担していただく大切なものであり、その収納管理が適正に行われていなかったことについて深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。